

令和 2 年度

6 次産業化関連予算概算要求の概要

令和元年 8 月

農林水産省
食料産業局産業連携課

目 次

1 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）	1
(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進」	2
(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化施設整備」	3
2 6次産業化サポート事業	4
3 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用	5
(参考1) 6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について	6
(参考2) 六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例	7
6次産業化に関する相談窓口・情報案内	8

1 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化関係）【令和2年度概算要求額 7,074（1,434）百万円の内数】

<対策のポイント>

6次産業化の市場規模拡大に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

<政策目標>

- 6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円〔平成29年度〕→ 10兆円〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

1.食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進」「研究開発・成果利用の促進」 338（314）百万円の内数

① 6次産業化の推進

ア 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略の策定（更新）や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

イ 6次産業化に取り組む農林漁業者等と食品事業者、流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う新商品の開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発・販路開拓等の取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

○ 新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援します。

2.食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化施設整備」

6,737（1,120）百万円の内数

○ 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

6次産業化の推進

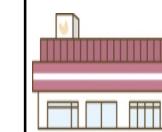


新商品の開発に必要な試作、パッケージデザイン開発、成分分析検査等



販路開拓のための商談会への出展等

6次産業化施設整備



加工施設



加工機械



直売所

潜在的ニーズがありながら十分な供給がなされていないBtoBの取組や、農泊、農福連携等の他施策との連携により相乗効果が期待される取組を重点的に支援

研究開発・成果利用の促進

研究開発成果
(例)

- ・機能性成分の抽出技術
- ・長期保存・高鮮度輸送技術
- ・未利用資源の商品化技術
- ・機能性成分や加工適性に富む新品种の育成等

六次産業化・地産地消法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定

研究開発成果の利用

農林漁業者

民間事業者

公設試験場

技術実証、試作品の製造・評価、製品化及び試験販売等を支援

設備投資
量産化・事業化

新技術を利用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化の実践モデルとして広域に展開

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進

(1) 食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化の推進」

地域における推進体制整備・戦略策定

各地域で6次産業化の取組を戦略的に進めるため、都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構成する6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦略を策定（更新）する取組や戦略に関する交流会の開催の取組を支援します。

[交付率：定額]



市町村の推進体制

市町村6次産業化・地産地消推進協議会

（構成メンバー）

市町村、農林漁業団体、担い手農林漁業者、商工団体、金融機関、試験研究機関など

（注）構成メンバーは地域の実情に応じて選定しても構いません。例えば、地域農業再生協議会をベースにすることも一つの手法です。

市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）の策定

「市町村戦略」とは、市町村の農林水産業及び6次産業化等の現状・課題、農林水産物等の加工・直売、輸出、学校給食等の施設給食、医福食農連携、再生可能エネルギーなど地域の実情に応じた分野をターゲットとした6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を定めるものです。

6次産業化に取り組む人材育成

都道府県又は市町村が、経営感覚を持って6次産業化の事業に取り組める人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者雇用等に必要な知見を得るための講義を行うとともに、6次産業化事業体等へのインターンシップ研修を実施する取組を支援します。

[交付率：定額]



加工適性のある作物を導入したい。



加工適性のある作物の導入

- 新商品開発に向けて、加工適性のある作物を導入する際の技術講習会受講や試験栽培の実施などの取組を支援します。



新商品開発・販路開拓の実施

- 新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査などの取組を支援します。



- 販路開拓に必要な新商品の消費者評価を行うための試食会等の開催、商談会等への出展などの取組を支援します。



直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等

直売所における観光需要向けの商品開発、学校給食等のメニュー開発及びスマイルケア食の開発等に取り組みたい。



- 直売所の売上げの向上に向け、インバウンド等需要向けの新商品の開発、消費者評価会の開催、直売所と観光事業者等とのツアー等の企画、集出荷システムの構築などの取組を支援します。

[交付率：1／3以内。市町村戦略に基づく取組は1／2以内。]

- 学校・病院・福祉施設等において提供される給食に地場産農林水産物等を利用した新たなメニュー・加工品の開発や学校給食における新メニューの導入実証などの取組を支援します。

[交付率：1／3以内。市町村戦略に基づく取組は1／2以内。]

- 市町村区域の食品事業者、介護関係者等が連携して地場産農林水産物等を活用したスマイルケア食（新しい介護食品）の開発や配食サービスの実証などの取組を支援します。

[交付率：1／3以内。市町村戦略に基づく取組は1／2以内。]

(2) 食料産業・6次産業化交付金のうち「6次産業化施設整備」

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者等が、多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

支援対象施設等の例



(選別・選果用機械)



(加工機械)



(農産物直売所)

新たな支援の方向性

BtoBの取組を促進



農林漁業者や加工事業者が、高い衛生管理・品質管理の下で1次加工品（ペースト等）を製造し、多様な実需者と連携する取組を促進。

農泊との連携を促進



農泊地域の機能補完や、更なる連携により相乗効果を発揮する取組を促進。
(加工・直売と一緒に使う加工・収穫体験等に必要な施設等を補助対象に追加)

農福との連携を促進



障害者雇用、福祉施設等との連携等を促進。
(障害者雇用に必要な施設等を補助対象に追加)

【交付率等】

- 交付率：3/10以内
 - 中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に登載された事業は1/2以内
 - 市町村戦略に基づき実施する事業は1/2以内
 - 事業計画開始から2年以内に障害者雇用を行う事業計画は1/2以内



2. 交付金上限額：1億円

高い衛生管理・品質管理の下で1次加工品（ペースト等）
を製造する取組は2億円)

3. 交付金額は、次の①～③の一番低い額の範囲内とします。

- 補助対象事業費 × 交付率
- 補助対象事業費に係る融資額または出資額
- 補助対象事業費 - 補助対象事業に係る - 地方公共団体等による
融資額または出資額 補助対象経費に係る助成額

算定例：補助対象事業費1億円の加工施設を導入、交付率3/10以内で
融資が5,000万円、地方公共団体等による助成額が1,000万円の場合

$$\begin{aligned} \text{①} & \text{が } 3,000 \text{ 万円 } \quad (1 \text{ 億円 (補助対象事業費)} \times 3/10 \text{ (交付率)}) \\ \text{②} & \text{が } 5,000 \text{ 万円 } \quad (\text{融資額}) \\ \text{③} & \text{が } 4,000 \text{ 万円 } \quad (1 \text{ 億円 (補助対象事業費)} - 5,000 \text{ 万円 (融資額)} - \\ & \quad 1,000 \text{ 万円 (地方公共団体等による助成額)}) \end{aligned}$$

となり、一番低い額である ① 3,000万円が交付金の額となります。

2 6次産業化サポート事業

【令和2年度予算概算要求額 735 (700) 百万円】

<対策のポイント>

6次産業化センターによる農林漁業者等への支援活動、外食・中食等における国産食材の活用を支援するとともに、6次産業化の優良事例の表彰や情報誌による発信等を通じた普及啓発を行います。

<政策目標>

6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円 [平成29年度] → 10兆円 [令和2年度まで]）

<事業の内容>

1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等への支援活動

① 地域段階における相談窓口の設置

502 (502) 百万円

- 地域における農林漁業者等の6次産業化の相談窓口として、都道府県段階の関係機関と連携した「6次産業化サポートセンター」の設置を支援し、農林漁業者等から相談のあった個別課題に対するアドバイスを行います。

② 中央段階における支援体制の構築

154 (129) 百万円

- 中央段階における6次産業化の支援組織として「6次産業化中央サポートセンター」の設置を支援し、都道府県段階では不足している専門分野の人材をカバーするとともに、多様な関係者とのコーディネート機能を有するエグゼクティブプランナーの選定・派遣により、支援を受けた事業者を地域の優良事業者に育成する取組を重点的に支援します。

2. 外食・中食等における国産食材の活用促進

47 (47) 百万円

- 外食・中食関連事業者等が実施する農林漁業者と外食・中食事業者のマッチングやジビ工肉の商談会、情報共有体制構築の取組を支援します。

3. 6次産業化普及啓発委託事業

32 (22) 百万円

- 6次産業化の取組の質的向上や関連事業者等との連携強化を図るため、6次産業化の優良事例の表彰や情報誌による発信等を通じた普及啓発を行います。

<事業の流れ>



（1の事業）

（2の事業）

（3の事業）

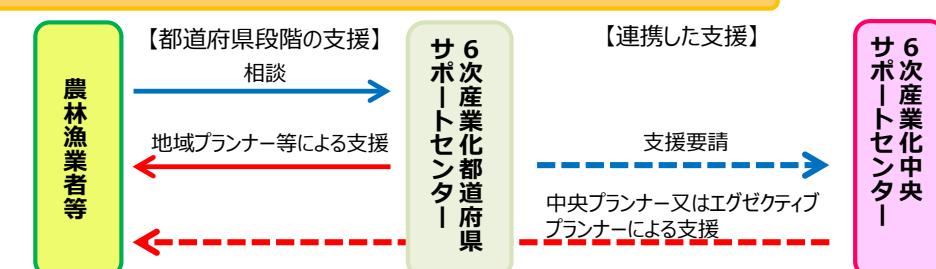
（1の事業）

（2の事業）

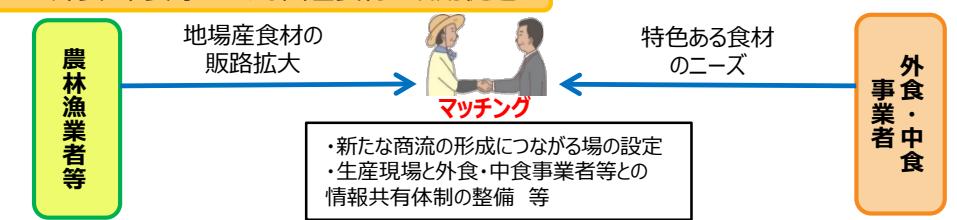
（3の事業）

<事業イメージ>

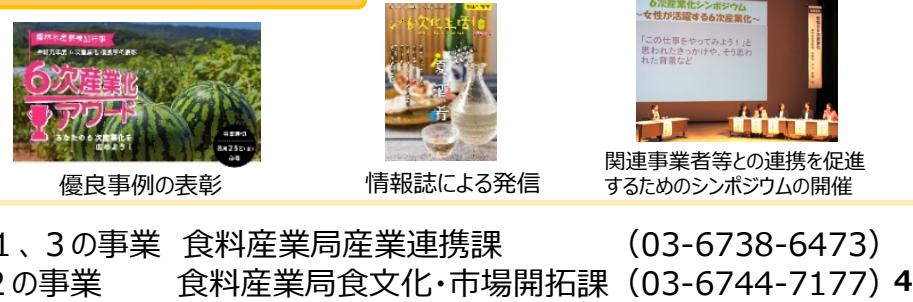
1 6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等への支援活動



2 外食・中食等における国産食材の活用促進



3 6次産業化普及啓発委託事業



優良事例の表彰

情報誌による発信



関連事業者等との連携を促進するためのシンポジウムの開催

3 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

【令和2年度出融資枠 125（125）億円の内数】

<対策のポイント>

農林漁業の成長産業化を進め、農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者等が取り組む6次産業化、農業生産関連事業における事業再編等及び食品等流通事業者が取り組む流通合理化に対し、出資等による支援を実施します。

<政策目標>

- 6次産業化の市場規模の拡大（7.1兆円〔平成29年度〕→10兆円〔令和2年度まで〕）
- 農業生産関連事業者の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農產物流通等の合理化

<事業の内容>

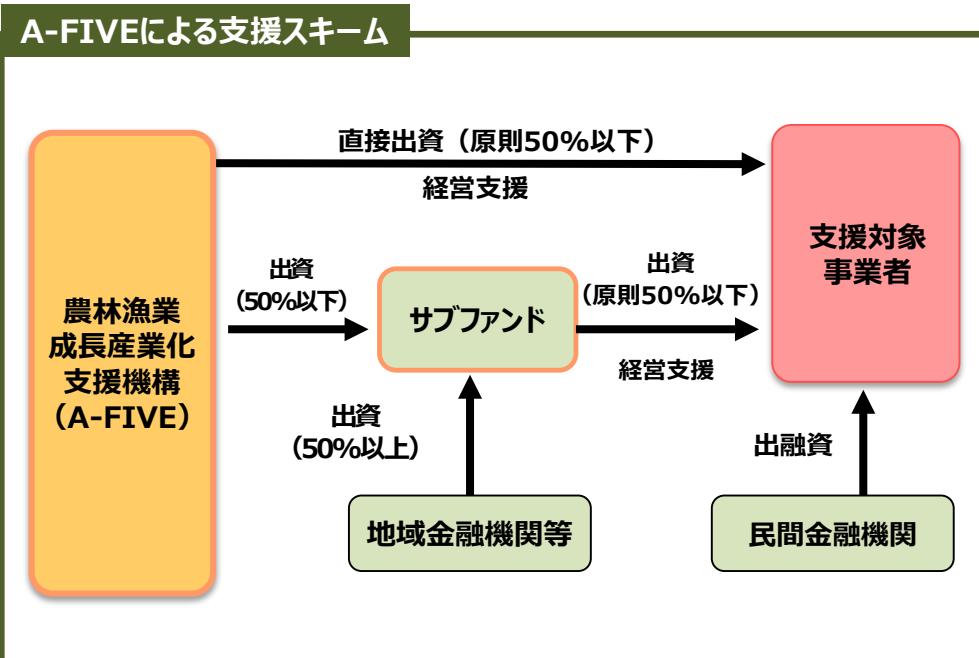
1. 支援対象

- ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた、農林漁業を営む法人又は6次産業化事業体（農林漁業者と2次・3次産業の事業者による合弁会社）等
- ② 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者（対象事業は以下のとおり）
事業再編：農業資材の卸売及び小売事業、肥料、農薬、配合飼料の製造事業、飲食料品の卸売、小売、製造事業
事業参入：農業用機械製造事業（部品製造、農業用機械の利用促進に関する取組を含む）、農業用ソフトウェアの供給に関する事業、種苗生産卸売事業
- ③ 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた食品等流通事業者

2. 支援条件

- 出資比率：議決権ベースで原則50%以下
- 支援期間：上記①：最大15年
上記②・③：5～7年程度

<事業イメージ>



※出資に当たっては、農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）等による審査があります。

(参考1) 6次産業化・農商工連携等に取り組む計画の認定について

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画

農林漁業者等の方は、6次産業化に取り組む計画（総合化事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業とは、農林漁業者等が、農林漁業に加え、以下のいずれかに該当する事業を行うものです。

- ・自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方法の改善
- ・これらを行うために必要な生産の方式の改善

【認定要件】

次の2つが満たされることが必要です。

- ・総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が5年間で5%以上増加すること
- ・農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体について、所得が開始時点から終了時点までの間に向上し、終了時は黒字となること

六次産業化・地産地消法に基づく研究開発・成果利用事業計画

【事業主体】

業種、事業規模等について特段の制限はありません。

【事業内容】

次のいずれかを行うこと

- ・農林水産物等の生産等又は販売の高度化に資する研究開発
- ・新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発
- ・上記いずれかの研究開発の成果の利用

【計画期間】

5年以内（新品種の育成を行う事業に関する計画にあっては10年以内）

農商工等連携事業計画

農林漁業者等の方は、中小企業者と農商工連携に取り組む計画（農商工等連携事業計画（5年以内））を作成し、農林水産大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができます。

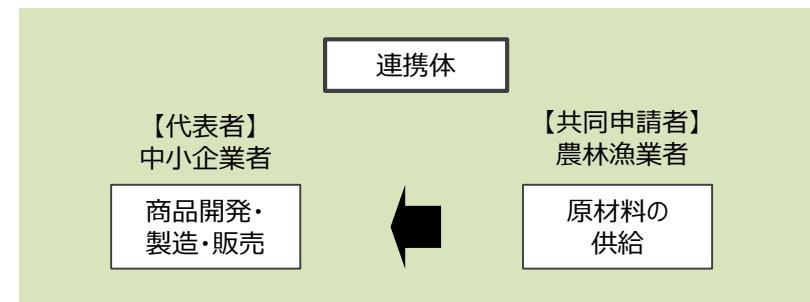
農商工等連携事業とは、以下の基準に該当するものです。

- ・農林漁業者等と中小企業者が有機的に連携して実施する事業であること
- ・それぞれの経営資源を有効に活用したことであること
- ・新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること

【認定要件】

次の2つの指標が5年間で5%以上増加することが必要です。

- ・付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）
- ・売上高（中小企業者については総売上高、農林漁業者については認定計画における農林水産物の売上高）



(参考2) 六次産業化・地産地消法の認定事業者等に対する融資の特例

六次産業化・地産地消法による認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等及び促進事業者、農商工等連携促進法による認定を受けて農商工等連携促進事業に取り組む方は、以下の資金について特例措置を受けることができます。

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：個人 5,000万円

法人・団体 1億5,000万円

お問い合わせ先：（株）日本政策金融公庫、農協等



資金名：林業・木材産業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常10年以内を、特例で12年以内に延長

据置期間：通常3年以内を、特例で5年以内に延長

限度額：【林業】個人 1,500万円

会社 3,000万円

限度額：【林業】団体 5,000万円

限度額：【木材産業】1億円

お問い合わせ先：都道府県



資金名：沿岸漁業改善資金

金利：無利子

償還期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

据置期間：通常の貸付けより1年又は2年延長

限度額：貸付内容により、限度額が異なります。

お問い合わせ先：都道府県、漁協



6次産業化に関する相談窓口・情報案内

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル 電話：011-330-8810	(担当都道府県) 北海道
東北農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎 電話：022-221-6402	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-740-5341	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
北陸農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-232-4233	新潟県 富山県 石川県 福井県
東海農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話：052-223-4619	岐阜県 愛知県 三重県
近畿農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下る丁子風呂町 電話：075-414-9101	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話：086-224-9415	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州農政局 経営・事業支援部地域連携課	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話：096-211-9319	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-1673	沖縄県

このほか、地方農政局等の県域拠点においても相談を受け付けています。

農林水産省のホームページでは、6次産業化に関する詳しい情報を掲載しています

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>

6次産業化



6次産業化プランナーに関する情報はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html>

農水省 6次産業化プランナー



6次産業化フリーペーパーはこちら

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/6channel/index.html>

6次産業化フリーペーパー



(株) 農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) ホームページ

<http://www.a-five-j.co.jp/>

A-FIVE



農林水産省食料産業局産業連携課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2-1 電話：03-6738-6473